

永代供養墓<いにしえ>使用方法

永代供養墓の内容

- ① 納骨室の内部に納骨用の石製ロッカーを設けました。(1体用～4体用があります。)
- ② ご遺骨を骨壺のまま納骨用ロッカーに安置いたします。
- ③ 33回忌まで骨壺のまま安置し、その後は納骨室内に設けられた合祀スペースに合祀いたします。
- ④ 納骨用ロッカーに安置しないで最初から合祀スペースに合祀する方法もあります。
- ⑤ 納骨者の俗名を墓誌に刻字することができます。(別料金です。)
- ⑥ 毎年、春・秋の彼岸及びお盆に合同法要を営み供養いたします。(仏式にて営みます。)
- ⑦ 前記以外に別途回忌法要等をご希望される方は、希望日の10日前までにお申込みください。(別途料金です。)
- ⑧ 参拝は供養墓正面で行っていただきます。

1. 申込み手続きについて

(1) 申込み資格

国籍・宗教・宗派等を問わず、当霊園が認めた場合は、どなたでも使用できます。

(2) 申込み方法

- ① 「使用規則」をよくご覧いただき、「申込書」に所定事項を記入、押印(実印)し、申込者の印鑑証明書・使用予定者の戸籍謄本を各1通を添えて、お申込みください。
- ② 当霊園において「申込者」を確認後、「申込者」より永代供養料が全額払い込まれた日をもって、使用者の使用登録を行います。
- ③ 使用登録後、当霊園より「永代供養墓使用承諾証」をお送りいたします。
- ④ 埋葬・改葬等の納骨手続きを行う方は市区町村長の発行する埋(火)葬許可証若しくは改葬許可証とともに前記の「使用承諾証」と別に定める所定の書類を提出していただきます。
- ⑤ 「使用承諾証」に記載された住所・氏名及び名義等の変更があったときは、速やかに届け出てください。尚、使用者・使用予定者の変更の場合は別途名義変更料がかかります。
- ⑥ 永代供養墓の「使用权」は譲渡できません。

2. 永代供養料について

永代供養料には、永代供養料の他に永代供養墓使用料、永代管理料が含まれています。

① 生前の申込み、及びご遺骨の受入れの場合。

1体用	30万円
2体用	54万円
3体用	100万円
4体用	120万円

② 既に当霊園をご利用の方が永代供養墓をご利用の場合(墓所無償返還を条件)。

1体用	27万円
2体用	48万6千円
3体用	90万円
4体用	108万円

③ 最初からご遺骨を合祀スペースに合祀する場合。

1体用	15万円
-----	------

3. 諸費用

埋葬料(埋葬及び改葬1回あたり)	15,000円(非課税)
墓誌彫刻料(1名当り)	40,000円(別途税)
名義変更手数料	10,000円(別途税)
再発行手数料	10,000円(別途税)

以上

※本文に記載されていない事項は地産霊園使用規則・使用方法に準じます